

市民意見提出制度で寄せられた意見

パブリック・コメントに提示した案	提 案 さ れ た 修 正 表 現	意 見
我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、 <u>国際婦人年</u> や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等を軸とした国際社会の動きと連動しつつ、 <u>男女平等の実現</u> に向けた様々な取組が行われてきました。そして、平成 11 年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。	○・・・「 平等・開発・平和 」を目標に掲げた国際婦人年や・・・ ○・・・「 平等・開発・平和 」の目標を大切に して 国際婦人年や女子に対する・・・ ○日本国憲法、差別撤廃条約等明記され、評価できます。 ○・・・ 女性の権利保障や地位向上なしに社会の発展、ひいては世界全体の平和や繁栄はないとの認識が高まり 、女性差別撤廃条約等を軸とする・・・ ○男女平等の実現⇒男女平等 社会 の実現	●この言葉が差別撤廃条約の目標だから、再確認し、みんなの力となるよう。 ●深刻な現状に「新たな課題・・・なお一層の努力・・・なお至っていません」と書いているが、どう援助していくか明記されていない。一方撤廃条約では国の責任として明記し、女を苦しめているのは男ではなくてこの国のしくみ、あるいは市の仕組みであり、国や自治体や大企業に責任があります。八尾原案では男と女の関係が強調され、「平等・開発・平和」という撤廃条約の目標が活かされていません。どうなればこの八尾原案が充実したものとなるでしょう。平和について大切ですが記述がありません。
<u>しかしながら、固定的な性差観は依然として残っており</u> 、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じています。さらに、社会経済情勢が大きく変化する中で、格差の拡大やドメスティック・バイオレンスが社会問題化するなど、新たな課題が生まれています。 八尾市においても、人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画の推進に向けた取組を行ってきましたが、市民一人ひとりが性別によって社会的な役割を決められることなく、生き生きと暮らすことのできる社会の実現には、なお一層の努力が求められます。	○固定的な性差観⇒固定的な 社会的、文化的な 性差観は依然として・・・ ○ しかしながら、 日本国憲法の理念が社会に充分浸透し、活かされているとはいえず 、固定的な性差観は依然として残っており、・・・ ○ しかしながら、 日本国憲法の理念たる基本的人権がまだ保障されておらず 固定的な・ 日本国憲法の理念が実現されておらず 、固定的な・・・	
八尾市は、多彩な分野で市民の自主的な活動が活発に展開されるなど、市民活動の盛んなまちです。しかし、日々の活動は男性及び女性によって担われているにもかかわらず、活動の方針を決定する場に参画する女性の割合は高くありません。さらに、 <u>ものづくりのまちを支える中小企業において多くの女性が働いていますが、男女の均等な雇用と待遇の確保には、なお至っていません。</u>	○「八尾市は、多彩な・・・多くの女性が働いていますが、」を削除。 農業、中小零細企業等で働く多くの女性は、とりわけ社会的にも経済的にも、その地位の遅れや待遇の確保がされていません。	●今の貧困少子状況は、人間一人ひとりが大切にされていないからです。 ●家族従事者として働く女性や農業で働く婦人の権利はどのようになっているのかも問われなければなりません。ものづくりの中小企業で働く女性だけを取り出していることも奇異に感じます。

<u>豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる住みつづけたいまちをめざしてまちづくりを進めていくには、男女が互いの特性を尊重しながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、男女双方の視点や意見が地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと様々な分野に反映され、責任も喜びも苦労も成果も共に分かち合う男女共同参画の考え方の浸透とそのしくみづくりが急がれます。</u>	○「豊かで活力があり、・・・・・・進めていくには」を削除。 真の男女平等をめざすには、・・・・ ○豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる住みつづけたいまちをめざしてまちづくりを進めていくには、男女が互いの特性を尊重しながら、性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮されなければならない。男女双方の視点や意見が・・・・ ○<u>地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと様々な分野に⇒職場、学校、地域、家庭その他あらゆる分野に・・・・</u> ○ <u>責任も喜びも苦労も成果も共に分かち合う⇒削除する。</u> ○この段落を全文書き換え。 歴史的につくられた男女差別が現存することを自覚し、固定観念に基づいた性別役割分担意識をなくすため、また、すべての人格が対等に尊重されるようにするため、市が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する責務があることを認識して、この条例を制定します。	●一文として切る。 ●分かりにくい。第5条で使われている表現と同じでいい。 ●こんな情感に訴える言葉より「男女共同参画社会の実現が必要です。」ときっぱり言い切った方がよい。
このような認識に立ち、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。	○「このように認識に立ち、・・・・・・協働して」を削除。 ここに八尾市において、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。	●この段落はおかしい。よって第7条(協働)も不要。 第7条でも協働の項として設けているが、八尾市として男女共同参画社会の実現をめざすに、この条例を制定するという決意の文にするべき。みんなで一緒に頑張りましょうではなく、市の責任において取り組むという明確な立場を宣言して欲しい。
(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、<u>市の責務並びに市民及び事業者の役割</u>を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。</u>	○・・・・市の責務並びに市民及び事業者の責務・・ ○市の責務並びに市民及び事業者の役割⇒市の責務 ○男女共同参画社会の形成を実現することを目的とする。	●市は責務、市民及び事業者は役割、と分ける必要はない。 両方とも同じ責任と義務があるため、役割と責務に分けなくて良い。両方とも「責務」でよい。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 男女共同参画 男女が、<u>社会の対等な構成員として</u>、自らの意思によって、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、<u>共に責任を担い、かつ、均等に成果及び利益を享受することをいう。</u>	○・・・・・・社会の平等な構成員として・・・・・・ ○「共に責任を担い」を削除。 ・・その個性と能力を発揮することにより、女性の権利保障や地位向上を図り、社会の繁栄や平和を構築することをいう。	●男女平等という語の方が、その意味がよく理解されるから。 男女平等の結果こそ、この社会の繁栄や平和をもたらすと信じます。

	○「共に責任を担い」を削除。 ・・・その個性と能力を発揮することにより、政治的、社会的、経済及び文化的利益を享受することをいう。 ○ 女性の未婚・既婚の差などの問題で、均等に職場内の人事等をなくして欲しい。 ○均等⇒平等(均等は平均としての意味合いに感じる。)	
(2) <u>積極的改善措置</u> 前号に規定する機会に係る男女間の格差を 改善 するため必要な範囲内において、 <u>男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること</u> をいう。	○ 積極的改善措置⇒積極的格差是正措置(より積極的な意味合いで) ○ 改善⇒是正 ○ 男女いずれか一方に対し⇒不利な状況にある性に対し、 ○ 当該機会⇒格差是正の機会	
(3) <u>セクシュアル・ハラスメント</u> 職場その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動によりその者に苦痛若しくは不快感を与え、 <u>又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること</u> をいう。	○不利益を与えることをいう。(対応したかどうかが問題ではない。)	
(4) <u>ドメスティック・バイオレンス</u> 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) <u>又は配偶者であった男女間において、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動</u> をいう。	○ 又は配偶者であった男女⇒配偶者等親しい関係の男女(子どもや恋愛関係も含むから) ○ 有害な影響を及ぼす言動をいう。⇒有害な影響を及ぼす言動又は経済的暴力をいう。	
(5) 市民 <u>市内に在住し、在勤し又は在学する者</u> をいう。	○ 市内に在住する者、又は在勤及び在学する者をいう。	
(6) 事業者 市内で、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。		
(基本理念) 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) <u>男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。</u>	○ 個人としての尊厳が性別に関わりなく重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと・・・ ○ 男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと⇒男女が性別による差別的な取扱いをしないこと ○ あらゆる暴力が根絶され、性別に起因するあらゆる権利の侵害が行われないこと。	●男女を削除。 ● 男女を削除。 ● あえて暴力の根絶をあげるなら、派遣法などの労働法制、間接差別する会社など、暴力は人権を押しつぶすから。 ● 性同一性障害を有する方、及び先天的に身体上の性別が不明瞭な人にも当てはまるようにしていただきたい。
(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して <u>できる限り影響を及ぼさないように配慮</u> されること。	○ 「配慮されること。」⇒ ・・・社会サービスの提供をし、制度及び環境の整備を図ること。 ○ できるだけ影響を及ぼさないよう配慮されること。⇒ 阻害のないよう努めること。 ○ 「配慮されること。」⇒ 制度・環境の整備を図る。	● (2)は表現が分かりにくい。何を言いたいのか良く分からない。

	○ 性別による固定的な社会的役割分担等を反映した制度又は慣行を行ってはならない。	
(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定過程に共同して参画する <u>機会が確保されること。</u>	○ ・ ・ 参画することができるよう積極的改善措置等の必要な措置を講ずること。 ○ ・ ・ 制度及び環境の整備を図ること。	
	○ 追加を (4) 男女が、就業の場において、均等な機会と待遇を享受できる状況が実現されるよう配慮されること。 ○ 追加を (4) 職場における男女平等 正規労働者と非正規労働者の均等な待遇などを確立し、男女が平等かつ主体的に参画するよう制度及び環境の整備を図ること。 ○ 追加を (4) 職場における男女平等 正規労働者と非正規労働者の均等な待遇などのルールの確立、拡充をすすめること。 ○ 追加を (4) 農林水産業、商工業等の自営業の分野において従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。	● 職場こそ改善されるべきです。人生で長く過ごし、生活の基礎であり、生きる糧です。その尊さを守って欲しい。 ● 市は、農業や商工業等の自営業の分野において従事する女性と男性の労働が適正に評価され、かつ平等に経営活動及び地域における活動に参画する機会が確保されるよう環境整備をきちんと図ってほしい。 ● 労働の権利を守って欲しい。
(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について <u>家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮されること。</u>	○ 家族的責任を果たし ・ ・ ・ ○ 配慮されること⇒ ・ ・ 制度及び環境の整備を図ること。 ○ 配慮されること⇒ ・ ・ 社会サービスの提供をし、制度及び環境の整備を図ること。 ○ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援。 ○ 「配慮されること。」⇒ 制度・環境の整備を図る。	● 家庭を持つ男女だけでなく、母子家庭、父子家庭、さらに単身女性などはどうのように理解されているのでしょうか。当然男女が平等であり、権利も保障されなければならないと思います。
(5) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を同等に尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように <u>配慮されること。</u>	○ 「それぞれの身体的特徴について理解を深め ・ ・ 」が唐突に感じられます。以下に修正を。 男女がお互いに理解し合い、対等な関係の下、妊娠・出産などの性と生殖に関わる事項について、互いの意見を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮され、必要な支援が受けられること。 ○ 「配慮されること。」⇒ 制度・環境の整備を図る。 ○ 妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること、及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。	● (1)～(5)にもやはり、男と女の向かい合いの傾向になっています。市はハッキリとこの条例推進のために力を尽くして欲しいと思います。この条例では生命を守り育てる観点が欠けています。 ● 母性保護の立場を入れて欲しい。 ● 女性を保護されるための特別の措置をされること。例:安心して産める病院、いつでも入れる老人ホーム等。

(6) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際的な理念及び情勢と関連していることから、その動向に留意して行われること。		●大きく評価できます。
(市の責務) 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、<u>男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。</u>	○市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民などによる男女共同参画の取組を支援するために、総合的な拠点整備及び充実に努めるものとする。	
2 市は、男女共同参画を推進するため、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、その推進のための体制及び環境の整備その他<u>必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	○・・・措置を講じなければならない。 ○・・・必要な施策を講ずる。（努力目標では実現不可能です。） ○ 以下を追加。 施策の内容や推進状況の公表を行う。 ○ 以下を追加。 家庭生活における活動と他の活動との両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。	●支援に関することを入れるべき。 ●文面から、市に対しては、「・・・有する。」 「・・・努めなければならない。」と責任が伴わないような文末になっており、市民や事業者に対しては「・・・ねばならない。」と義務付けているように感じます。 市に対しても「義務付ける」ことが必要ではないでしょうか。 ●男女共同参画の推進、取組にあたっては、市(行政)や事業者の果たす役割が大きいと思いますが、市は「責務」となっていて、事業者は「役割」となっています。事業者も当然「責務」を果たすことが求められます。
(市民の役割) 第5条 市民は、基本理念について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。		
(事業者の役割) 第6条 事業者は、その事業その他の活動を行うに当たり、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めなければならない。 2 事業者は、<u>職場その他の活動の場における男女の対等な参画</u>の機会の確保に努めるとともに、家庭生活との両立を支援するための環境整備に努めなければならない。	○・・・職場その他の活動の場において男女の対等な参画・・・	●未婚の時はされど、結婚をし家庭を持ち、夫も同じように子育て家事をしてくれればよいが、今の日本ではまだまだ難しく、女性の方が大半にかかってくるので、職場でも責任あることは億劫になってしまう。
(協働) 第7条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、協働してこれに取り組むものとする。		●この条すべて削除。 ●市や事業者が果たす責務と、市民が果たす責務は大きく立場が違うのに、「協働して」果たすことができるものではないと思います。市や事業者は男女共同参画推進の条件整備に大きな責務があると思います。 ●削除。 市こそ市民を守る施策で頑張してほしい。 ●削除。

		市と市民とで協働するというのはありえないことです。この条例に基づき市は市民に不利益が生じたときは率先して是正に努めなければならない立場であるべきと思うのですが。
(性別による差別的取扱いの禁止等) 第 8 条 <u>何人も、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。</u> 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 3 何人も、個人の尊厳を侵すものである<u>ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。</u>	○何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に活動において、直接的であるか、間接的であるかにかかわらず、性別を理由とする・・・ ○何人も、直接的・間接的であるを問わず、性別を理由とする・・・ ○・・・ドメスティック・バイオレンス及びこれに相関する児童虐待を行ってはならない。	● ドメスティック・バイオレンスについても書かれていますが、これは単に、夫婦間だけのものでしょうか。恋愛関係の場合は、DVにあたらないのでしょうか。 ● 男性の腕力に負けてしまうほど過激になり、身の危険を察するまで、他人に知らせない、それをどうして保護するか・・・
(公衆に表示する情報における配慮) 第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現、男女間における暴力を助長する表現その他過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。		
(基本計画) 第 1 0 条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及びこれを実施しなければならない。 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ八尾市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。 4 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。 5 市長は、基本計画の実施状況について、定期的にその概要を公表するものとする。		
(広報啓発等) 第 1 1 条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、相談体制及び支援策についての情報提供を行うものとする。		
(教育及び学習の推進) 第 1 2 条 市は、市民及び事業者が<u>教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。</u>	○・・・市民及び事業者が、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、教育及び学習の機会を積極的に設けるものとする。	
(活動等への支援) 第 1 3 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。		

(意見、提案等の申出) 第 1 4 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対し、意見、提案等を申し出ることができる。		●八尾市での進捗状況を市長が受けて、市長が審議会に必要があると認めていくってことは、認められない場合もありますね。市長は人権侵害を迅速かつ適切に対応していいのでしょうか。審議会の持つ意味を大切にしたいです。 ●具体的な相談機関が必要ではないか。
2 市長は、前項の規定による申出があったときは、男女共同参画の推進に資するよう迅速かつ適切に対応するものとする。<u>この場合において、必要があると認めるときは、八尾市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</u>	○ 「この場合において・・・聴くことができる。」を削除。 前項の規定による申出があったときは、八尾市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、男女共同参画の推進に資するよう・・・ ○ 「この場合において・・・聴くことができる。」を削除。 「前項の規定による申出があったときは、八尾市男女共同参画審議会の意見を聴き、男女共同参画の推進に資するよう・・・」 市長と審議会とが対等の立場でいろいろな問題に対処できる文言にして欲しい。	● 意見・提案等の申出についても、第 10 条 2 と同様にする。
		● 第 14 条 3 を置く。 第三者機関としてオンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度をつくること。 弁護士なども入れて第三者機関として条例違反の申出を受けたら、調査・分析して公表及び勧告、指導する独立した専門機関の設置が必要です。 ●これははっきり第三者機関が必要だと思います。オンブズマン的にも、苦情処理機関として設置すべきだと思います。その方がこの条例を活かすことができると思いますし、最も公平ではないでしょうか。 ●第 14 条 3 を追加。 苦情処理機関の設置。公正中立な人選。弁護士も入れて欲しい。 苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度として欲しい。
(相談への対応) 第 1 5 条 市長は、<u>市民及び事業者から性別を理由とする差別的な取扱い</u>その他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。	○男女の賃金格差を初め、昇格・昇給など全てにおいて差別的な取扱いを市民に対して事業者がしているのであって、この文面は非常に不自然です。	

(男女共同参画審議会) 第 1 6 条 市に、八尾市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 基本計画の策定及び変更に関し、第 10 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による<u>市長の求めに応じて</u>意見を述べること。	○ ・ ・ ・ ・ ・ 第 10 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、市長に対して意見を述べる ・ ・ ・ ○ 「市長の求めに応じて」は削除。	●「市長の求めに応じて」では、審議会の主体性が感じられない。
(2) 意見、提案等の申出について、第 14 条第 2 項の規定による<u>市長の求めに応じて</u>意見を述べること。	○ ・ ・ ・ 第 14 条第 2 項の規定により市長に対して意見を述べる ・ ・ ・	
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>市長の求めに応じて</u>、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、意見を述べること。	○ 第 16 条 2 (1) (2) (3) の「市長の求めに応じて」 第 16 条 4 の「市長が適当と認める者のうち」 市長の権限のもとに置くのではなく、独立した第三者的立場の審議会でなければならないと思います。公正・中立の立場から必要に応じて市長に積極的に意見が述べられる権限が確保されなければならないと思います。	
3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。_____	○男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。 を付け加える。	
4 委員は、学識経験者、<u>公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから</u>市長が委嘱する。	○ ・ ・ ・ ・ ・ 公募に応じた者、広範な関係団体から推薦を受けた者その他市長が適当と ・ ・	
5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	○再任を妨げない、又は再任されることができる。 を入れる。	
6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		
(委任) 第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
その他の意見	○ 八尾市男女共同参画⇒八尾市男女平等参画に ○ 平和についての部分が抜けており、この部分は入れて欲しい。 ○ 職場など実態調査をして、現場の実態を把握してから条例づくりを始めた方が良いのではないのでしょうか。 ○ パブリック・コメントを提出するまでの期間が短かすぎた。 ○市民に対する広報活動が弱いと思います。市政だよりだけでなく、公的機関に公示するとか、飛行機を飛ばすとか、市民の認識を強めていくことが大切です。 ○日本の男女共同参画は残念ながらかなり劣っていると言えます。根拠の数字として、女性の国会議員割合・管理職の割合・賃金水準の数値を用いて、政治・経済の意思決定に女性がどれだけ参加しているかを示す「ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)」が日本は 2008 年の数字が前年の数値よりさらに順位を下げて 54 位と、アジアではフィリピンやベトナムよりも低く、アジアでも最低クラスであります。 つまり日本は、先進国やアジア諸国の中でも明確に女性が差別されて、二流市民扱い	

	されている状況です。労働者の 4 割を女性が占めている昨今、日本の企業・社会はもっと女性に投資すべきです。女性は結婚・妊娠・出産でいずれは会社を辞めると思い込んでいる企業は、日本の社会進歩や経済発展を阻害する要因であり、21 世紀に相応しくないと言えます。 出産時の休暇はもちろん、少子化対策につながる育児休暇の保証など、女性ならではの事情を考慮する社会づくりが必要です。ある国では、「国会議員の半分は女性」と割り当てています。日本も女性が政治や経済の分野で活躍できる場を法的に保証する時代に入っていることを自覚すべきです。 ○ 所得税法第 56 条の廃止を求める。家族(妻)の働き分を認めて欲しい。 ○ 罰則規定について。 モラル規定になってしまう可能性があるので、条例違反の申出を受けたら、調査・分析して公表、及び勧告、指導する独立した専門機関の設置が必要ではないか。	
--	---	--